

第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について

計 画 書

神戸国際港都建設計画区域区分の変更（神戸市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

計画図表示のとおり

2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成22年	令和2年 (平成32年)
都市計画区域内人口		1,544	1,533
市街化区域内人口		1,495	1,488
配分する人口		—	1,477
保留する人口		—	11
（特定保留）		—	1
（一般保留）		—	10

理 由

神戸都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域との区分（以下、「区域区分」という。）を定めた後、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに全市的な見直しを行ってきている。その際に、計画的な市街地整備に向けて準備を進めている地区（以下、「特定保留区域」という。）については、その実施の見通しが明らかになった段階で区域区分の見直しを行ってきている。

玉津・櫛谷工業地区は、第二神明道路の北側、明石木見線の東側に位置し、平成28年3月に特定保留区域に指定された地区である。このたび、事業計画が具体化し、工業地を主体とする計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになったことから、良好な市街化を図るため、本案のとおり、この区域を市街化調整区域から市街化区域に区域区分を変更するものである。

(参考) 区域区分の変更前後対照表

種 類	面 積 (ha)		
	変更前	変更後	増減
都市計画区域	約 55,727 (100%)	約 55,727 (100%)	—
市街化区域	約 20,364 (37%)	約 20,395 (37%)	約 31
市街化調整区域	約 35,363 (63%)	約 35,332 (63%)	約 △ 31
特定保留区域	約 40	約 9	約 △ 31
一般保留区域 (暫定市街化調整区域)	約 66	約 66	—